

観光振興のための財源の検討について

令和5年（2023年）10月31日開催 第1回熊本市宿泊税検討委員会

観光振興のための財源の検討について

(1) 観光財源となり得る地方自治体の歳入	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P1
(2) 地方自治体の自主財源の比較検討	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P2
(3) 「課税自主権」を活用した自主財源の比較検討	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P4
(4) 観光行動に着目した課税対象の比較検討	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P5

(1) 観光財源となり得る地方自治体の歳入

区分	自主財源		依存財源				
一般財源	地方税	<table border="1"><tr><td>普通税</td><td>税の用途が特定されておらず、一般経費に充てるために課される税 (例)市民税、固定資産税</td></tr><tr><td>目的税</td><td>税の用途があらかじめ定められており、特定の目的のために課される税 (例)入湯税、都市計画税</td></tr></table>	普通税	税の用途が特定されておらず、一般経費に充てるために課される税 (例)市民税、固定資産税	目的税	税の用途があらかじめ定められており、特定の目的のために課される税 (例)入湯税、都市計画税	地方交付税 地方譲与税 地方特例交付金 など
普通税	税の用途が特定されておらず、一般経費に充てるために課される税 (例)市民税、固定資産税						
目的税	税の用途があらかじめ定められており、特定の目的のために課される税 (例)入湯税、都市計画税						
特定財源	分担金・負担金 使用料 手数料 寄附金 など		国庫支出金 地方債 など				

(2) 地方自治体の自主財源の比較検討①

種 類	内 容
地方税	<p>法定外税: 地方団体が条例で定めて新設できる税目。新設に当たっては、総務大臣の同意が必要。 (例) ○歴史と文化の環境税(法定外普通税) ○宿泊税(法定外目的税)</p> <p>超過課税: 地方団体が標準税率を超える税率を条例で定めて課税すること。 (例) ○入湯税の超過課税</p>
分担金 ・負担金	<p>地方公共団体が行う特定の事業により特に利益を受ける者から、その事業に要する経費に充てるため、受益の限度の範囲で徴収するもの。 (例) ○保育料(児童措置費保護者徴収金) ○児童育成クラブ利用者負担金</p>
使用料	<p>行政財産の使用又は公共施設の利用につき、その反対給付として徴収するもの。 (例) ○市営住宅使用料 ○動植物園入園料 ○道路占用料</p>
手数料	<p>特定の者の提供する役務に対し、その対価として徴収するもの。 (例) ○ごみ処理手数料(家庭ごみ、大型ごみ、埋立ごみ ほか) ○戸籍住民登録手数料</p>
寄附金	<p>無償で金銭その他の財産を供与するもの。 (例) ○ふるさと応援寄附金 ○熊本城災害復旧支援寄附金 ○こどもの未来応援基金寄附金</p>

(2) 地方自治体の自主財源の比較検討②

種類	安定性・継続性	受益と負担	規模
地方税	<u>安定的・継続的な確保が可能</u>	<u>受益者を広く設定し、負担を求めることが可能</u>	対象者の設定等により <u>規模の確保は可能</u>
分担金 ・負担金	特定の事業に係るため <u>安定的であるが継続的な確保が難しい</u>	<u>受益者を個別に特定し、受益の範囲内で負担を求める必要がある</u>	受益者を個別に特定する必要があり、 <u>規模は限定的</u>
使用料	<u>安定的・継続的な確保が可能</u>		施設等利用者、役務提供先からの徴収となるため、 <u>規模は限定的</u>
手数料			
寄附金	善意や協力に基づくため、 <u>安定的・継続的な確保が難しい</u>	<u>善意や協力によるため、受益者が必ずしも負担する必要はない</u>	対象者の設定により <u>規模の確保は可能</u>

(3)「課税自主権」を活用した自主財源の比較検討

種類	導入事例	安定性・継続性、受益と負担、規模 等
地方税	法定外普通税	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>安定的、継続的な確保が可能</u> ・目的税に比べ、<u>受益と負担の関連性は薄い</u> ・収納した税は一般財源に充当されるため、<u>目的税に比べ、特定の財政需要を満たすことが難しい</u>
	法定外税 ○歴史と文化の環境税 (福岡県太宰府市)	
	法定外目的税	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>安定的、継続的な確保が可能</u> ・目的税は、<u>受益と負担の関連性が明確である</u> ・<u>必要な財政需要の規模に応じて、財源確保のための制度設計が可能となる</u>
○宿泊税 (福岡市等9団体) (※1)		
超過課税	○入湯税の超過課税 (大分県別府市等12団体) (※2)	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>安定的、継続的な確保が可能</u> ・既存の税のうち、入湯税(法定目的税)は、地方税法により税収を観光振興に要する費用に充当できると定められているが、<u>課税対象が入湯者に限られているため、規模の確保が難しい</u>

※1) R5. 4. 1現在、※2) R4. 4. 1現在 いずれも総務省HPより

(4) 観光行動に着目した課税対象の比較検討

観光行動	課税対象	課税対象の捕捉	課税対象の捕捉に係る行政(徴税)コスト
入 域	熊本市への入域行為	入域手段は多岐に亘り、 <u>捕捉が難しい</u>	入域行為の把握が難しく、 <u>課税に莫大な行政コストがかかる</u>
宿 泊	ホテルや旅館等への宿泊行為	他の対象に比べると、 <u>比較的捕捉がし易い</u>	関連する事業者数が少なく、 <u>行政コストが比較的かからない</u>
交通機関利用	交通機関(鉄道、バス、市電、タクシー、船舶等)の利用	市民の日常利用と旅行者の利用との区別が困難であり、 <u>捕捉が難しい</u>	関連する事業者数が多く、 <u>課税に莫大な行政コストがかかる</u>
駐車場利用	有料駐車場の利用		
飲 食	飲食店等での飲食行為		
おみやげ購入	土産品店等での土産品購入		

旅行者の一般的な観光行動の流れ